

# 広報ひゅうが

人 口

(12月1日現在)

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 男   | 25,409人 | 44人増  |
| 女   | 28,283人 | 64人増  |
| 計   | 53,692人 | 108人増 |
| 世帯数 | 15,346  | 46増   |



(財光寺小で)

——今月の納付——

● 固定資産税 第3期

昭和50年

# 12月号

つよいからだを  
つくろう

寒さを吹きとばすかのように、  
元気なかけ声でリズムをとりなが  
らよい子たちは乾布まきつを続け  
ています。

よく遊びよく学ぶためには、ま  
ず体をきたえなければ……。

身も心も健やかにするため家庭  
でもつづけたいものです。

昭和50年12月21日発行

(No. 247)

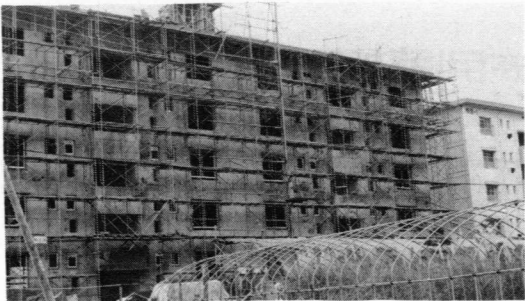
発行所 日向市役所

編集 総務課秘書広報係

○……………とじて保存しましょう……………○

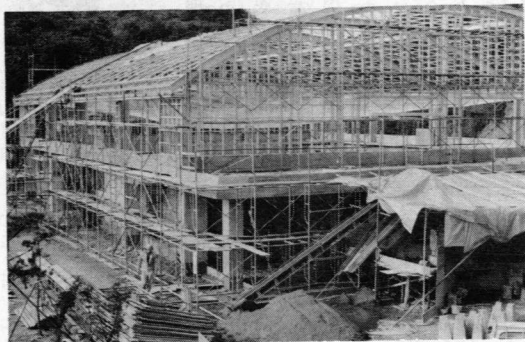
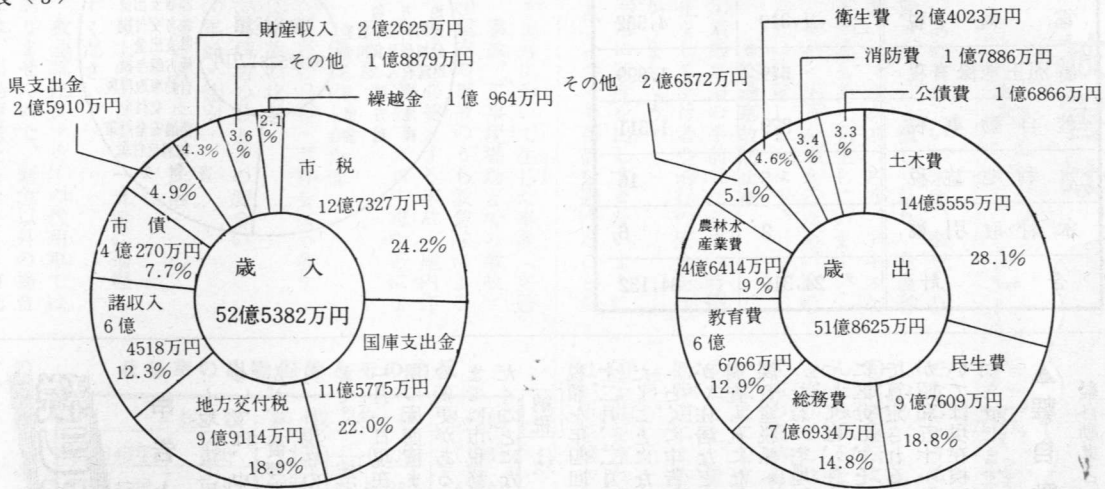
49年度決算のあらまし

昭和四十九年度における普通会計の歳入歳出決算規模は、歳入総額五十二億五千三百八十一万九千円（前年度、三十六億四千一百三十三万九千円）となり、前年度と比較して、前年度と比べて、歳入で四五・九割、歳出で四八・五割と大幅な伸びとなっています。以下グラフでみてみましょう。



（建設中の市営大原住宅）

表<3>

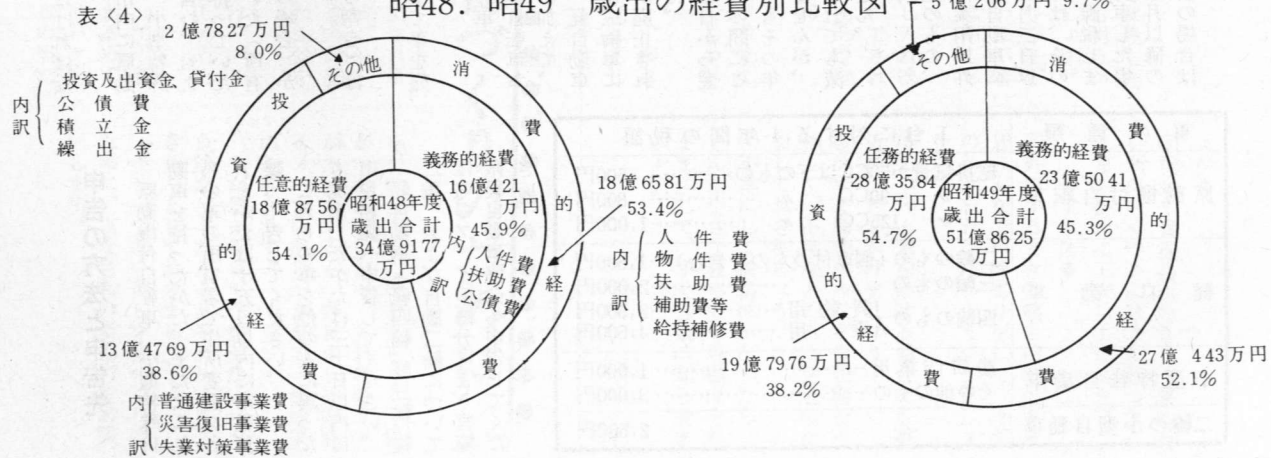


（建設中の塩見小体育館）



（老人ホームひまわり寮）

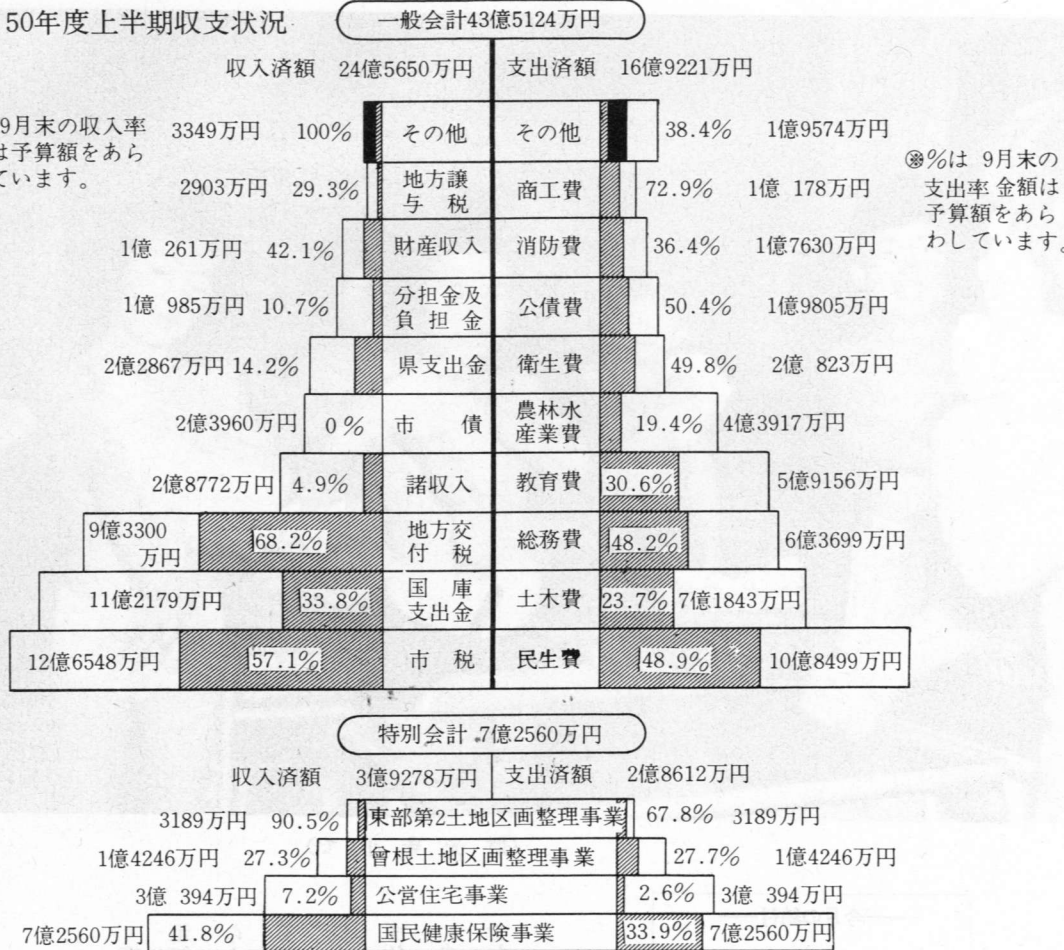
昭48. 昭49 歳出の経費別比較図



グラフでみた日向市の家計

最少の経費で最大の効果を目標に努力している本市の昭和50年度上半期（4月～9月）の予算執行状況と49年度の決算がまとまりましたのでグラフによりお知らせします。とくに、年々きびしさをます地方財政の実情にあって、「住みよいまちづくり」を優先に健全な財政運営を行なうため、財政健全化対策会議を設けて義務的経費などの節減にとりこんでいます。

表<1>



6月補正の内訳

表<2>

単位 千円

| 款別  | 補正額    | 内 容                                                               | 款別    | 補正額    | 内 容                                          |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------|-------|--------|----------------------------------------------|
| 総務費 | 53,513 | ・退職による退職金 47,300<br>・過年度市税過誤納還付金 5,735<br>・その他 478                | 農 林   |        | ・団体営土砂崩壊防止事業 4,734                           |
|     |        |                                                                   | 水産業費  | 17,848 | ・用水路安全施設整備事業 11,637<br>・補助金 1,467<br>・その他 10 |
| 民生費 | 2,517  | ・重度心身障害者医療費助成金 1,069<br>・納税組合報償 763<br>・児童遊園地整備事業 509<br>・その他 176 | 土 木 費 | 9,070  | ・橋梁新設改良事業 9,001<br>・その他 69                   |
| 衛生費 | 377    | ・物件費                                                              | 災害復旧費 | 11,394 | ・公共土木施設災害復旧事業 (過年補助)                         |
| 労働費 | 46     | ・負担金                                                              | 公 債 費 | 555    | ・公債諸費 (手数料)                                  |
|     |        |                                                                   | 合 計   | 95,320 |                                              |

正しい救急車の利用を



交通事故をはじめ急病その他で毎日のように救急車が出動しています……。

この業務は、直接人命に関係する重要な業務であるため、救急隊も日夜市民の生命、身体保護に奔走しています。

しかし、限られた救急隊数と広範囲、ため、業務遂行に不安を感じられる状況です。

また、最近の通報の中には誤報や虚報などの件数が増加しており二台の救急車が同時に出勤しているため、いざという場合の出勤に大変支障があります。

そこで、次のことをご理解いただき、正しい通報をしていただくようお願いいたします。

**救急業務の対象となる事故とは**

① 火災により生じた事故（火災、水害、地震などによる事故）  
② 公衆の出入りする場所において生じた事故（学校、百貨店、競技場などで起きた事故）

あわただしい年末は、車や人の動きが一段と激しくなり、交通事故、ヒッタクリ、スリ、アキスなどが最も多く発生しています。楽しい正月を迎えるため、次のことに注意しましょう。

◆ **交通事故防止** ◆

① 横断歩道の手前では必ず一時停止をして歩行者の通行の安全をはかりましょう。  
② 常に速度を出しすぎないようにし、いつでも事故を避けることにしよう。  
③ 飲酒運転は最も危険です。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を守りましょう。  
④ 車の直前直後の横断は絶対しないようにしましょう。  
⑤ たとえ、急いでいるときでも横断歩道による正しい横断をしましょう。  
⑥ 子供を連れて買い物をするときは、手を離さないようにしましょう。

**通報のしかたは**

① 場所の目録・名称をはっきり  
② 事故の状態  
③ 傷病者の数とその度合い  
④ 年齢・性別  
⑤ 通報者の住所と氏名

以上のことを「一九番に通報してください。」  
救急車はタクシーの代用車ではありませんので、緊急以外の場合には、出動要請をしないよう市民には、出動要請をしないよう市民

救急車の出動回数とその内訳

|       | 総数  | 事故    | 急病    | その他   |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 昭和45年 | 326 | (155) | (78)  | (93)  |
| 昭和46年 | 418 | (179) | (86)  | (153) |
| 昭和47年 | 453 | (196) | (123) | (134) |
| 昭和48年 | 560 | (238) | (161) | (161) |
| 昭和49年 | 499 | (187) | (151) | (161) |
| 昭和50年 | 556 | (164) | (211) | (181) |

※ 各年度とも1月～11月までの累計

年末年始に各家庭から出されるゴミの量は相当なものです。毎年ゴミの出し方、置き方が悪いために美観をそなった光景をよくみかけます。

しかしこのようなことは、ゴミ収集日までの処理法を正しく行えば解決することです。

生ゴミは、よく水をきって、新聞紙やチラシできりつとまるめて小さくし、フタ付きのポリバケツや丈夫な袋にまとめて、日の当た

美しい街づくりのために

らないところに置きましよう。袋がいっぱいだったり、入れ物のフタがあいていると、野良ネコや野良イヌに食い散らかされて、後始末にこまります。

また燃えるゴミ、燃えないゴミ危険なゴミなどそれぞれわけて、きちんとしておきましょう。

チリ一つない美しい街づくりのために、みなさんのご協力をお願いします。

- ◆ **ヒッタクリ** ◆
- ① 夜間の女性の一人歩きは最も危険です。少々の回り道でも明るい人通りの多い道を通りましよう。  
② 無灯火の自転車やオートバイ、自動車が出たとき、あるいは不審な人が近づいてきたときは用心しましよう。  
③ 銀行などへの大金の出し入れはできるだけ一人で行かず、できれば男の人について行ってもらうなどの方法を利用しましよう。
- ◆ **スリ** ◆
- ① デパートなどの人ごみの中ではバッグなどはからだの前でしっかりと持ちましよう。  
② 人ごみの中で囲まれたり、押されたりするときは特に注意しましよう。
- ◆ **アキス** ◆
- ① 外出するときや寝る前は必ず家族みんなで戸締まりをして、カギのかけ忘れがないようにしましよう。  
② ちょっと家をあける場合でも隣近所に声をかけましよう。  
③ カギや防犯ベルなどの設備を点検して、不備なところは完全におしえておきましよう。  
④ 不幸にして被害にかかったら、どんな小さな被害でも現場はそのままにして、すぐ警察に知らせましよう。
- ◆ **現金や貴重品はなるべく膚に近い所にいくつかに分けて持つなどしまいかたに工夫しましよう。**

市民の税負担の状況

表 <5>

| 税 目       | 1 人 当 り             | 世 帯 当 り             |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 固 定 資 産 税 | 11,778 <sup>円</sup> | 40,748 <sup>円</sup> |
| 市 民 税     | 8,264               | 28,592              |
| たばこ消費税    | 2,023               | 6,998               |
| 電 気 税     | 1,319               | 4,562               |
| 特別土地保有税   | 549                 | 1,899               |
| 軽自動車税     | 379                 | 1,311               |
| 水利地益税     | 5                   | 16                  |
| 木材取引税     | 2                   | 6                   |
| 合 計       | 24,319              | 84,132              |

▲ **軽自動車税**

軽自動車という償却資産に課税される税金で、道路の維持管理費の一部などにあてられています。

納税は、納税通知書により、税額を年四回に分けて四月、七月、十二月、二月の各月に納めていただくことになっています。

とくに申告の義務はありませんが、住居などを新増築したときは調査もれにならないため、市税務課資産係へご連絡ください。

なお、宅地などの固定資産税については、住宅用地と非住宅用地に区分し、それぞれ異なった方法で算定されることになっていますが昭和五十一年度の算定基準については現在検討中なので次号でお知らせします。

① 納税義務者（納めなければならない人）

四月一日現在、日向市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）および二輪の小型自動車を持っていたかたもしくは使用していた（所有権留保付割賦販売などの場合）かたに課税されます。

② 税率（税金をかける割合）は別表のとおりです。

③ 月割課税（年の途中で車を売買した場合の税金）

従来からの原動機付自転車および農耕作業用車に加えて、昭和五十年度から、軽自動車のうち二輪車および三輪車についても月割課税が廃止され年課税となりました。

したがって、四月二日から翌年三月三十一日までの間にこれらの車を所有してもその年度は税金はかかりませんが、これらの車を廃車されても減額や還付はありません。

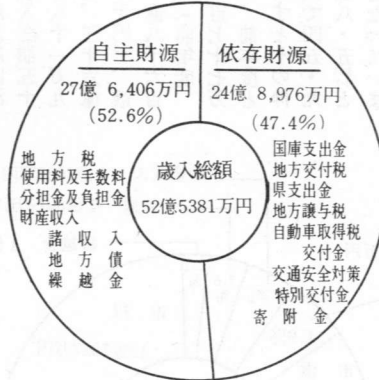
イ、月割課税をする車

軽自動車の四輪以上のもの、小型自動車の農耕作業用以外のもの、二輪の小型自動車について年の途中（四月二日以降）で持たれたかたは、その月の翌月から月割で課税しますが、年の途中で廃車した場合に届け出た日の翌月以降の税金を減額（納付済の場合は還付）します。

| 車 の 種 類       | 1 台 対 する 1 年 間 の 税 額                     |
|---------------|------------------------------------------|
| 原 動 機 付 自 転 車 | 総排気量が50CC以下のもの…………… 500円                 |
|               | 〃 90CC 〃 …………… 800円                      |
|               | 〃 125CC 〃 …………… 1,000円                   |
| 軽 自 動 車       | 二輪のもの（側車付のものを含む）… 1,500円                 |
|               | 三輪のもの…………… 2,000円                        |
|               | 四輪のもの {貨物用…………… 2,500円<br>乗用…………… 4,500円 |
| 小 型 特 殊 自 動 車 | 農 耕 作 業 用…………… 1,000円                    |
|               | その他のもの…………… 3,000円                       |
| 二輪の小型自動車      | 2,500円                                   |

財 源 の 構 成

表 <6>



▲ **申告と納期**

土地（住宅用地を除く）、家屋については、申告の必要はありませんが、償却資産については、一月一日現在の資産を一月三十一日までに、住宅用地については、一月一日現在その用地に存する家屋の床面積または住宅用地以外の変更有る場合は、一月二十日までに市税務課まで申告していただくことになっています。

納税は、納税通知書により、税額を年四回に分けて四月、七月、十二月、二月の各月に納めていただくことになっています。

とくに申告の義務はありませんが、住居などを新増築したときは調査もれにならないため、市税務課資産係へご連絡ください。

なお、宅地などの固定資産税については、住宅用地と非住宅用地に区分し、それぞれ異なった方法で算定されることになっていますが昭和五十一年度の算定基準については現在検討中なので次号でお知らせします。

▲ **申告の方法と申告先**

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車を持っていたかた、またはこれらの車の所有者で住所変更をされたかたは十五日以内に市税務課へ申告してください。

イ これらの車を他の人に譲ったり廃車したかたは三十日以内に市税務課へ申告してください。

ウ 軽自動車（軽四輪、軽三輪、軽二輪）および自動二輪については右のア、イの区分により宮崎県軽自動車協会へ申告してください。



市福祉事務所では、来年四月一日から入園する保育園児を次のとおり募集します。

ご希望のかたは、入園申請書用紙を福祉事務所、各支所、またはもよりの保育園でお受け取りになって、募集期間中に、市福祉事務所へご提出ください。

▽募集人員

- ・上町保育園 六十人
- ・日知屋保育園 六十人
- ・細島保育園 九十人
- ・岩脇保育園 六十人

## 保育園(所)の入園児を募集します

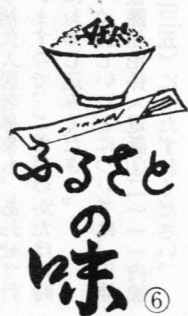
- ▽募集期間 昭和五十一年一月七日から一月三十一日まで
- ▽入園基準
- ① 児童の母親が、昼間家庭の外で仕事をするのを常態としてしているため、その児童の保育ができない場合
  - ② 児童の母親が、昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのを常態としてしているため、その児童の保育ができない場合
  - ③ 母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない家庭の場合
  - ④ 母親が出産の前後であったり病気であったり、心身に障害があるために、その児童の保育ができない場合
  - ⑤ 児童の家庭に長期にわたり、病人や心身に障害のある人がいる場合

市福祉事務所では、来年四月一日から入園する保育園児を次のとおり募集します。

ご希望のかたは、入園申請書用紙を福祉事務所、各支所、またはもよりの保育園でお受け取りになって、募集期間中に、市福祉事務所へご提出ください。

▽募集人員

- ・塩見保育園 六十人
- ・正念寺保育園 六十人
- ・高松保育園 六十人
- ・ひよこ保育園 六十人
- ・美々津保育園 六十人
- ・財光寺保育園 六十人
- ・中原幼児保育園(三歳未満のみ四十人)



ふろく味の味 ⑥

この料理は、寒い季節(特に年末のすずきはきるとき)などに、細島地区では「すずり(大掃除)にかけめし」と言われるほど、古くから好んで作られたものです。寒い夜などに、熱いこの汁を具ごと熱いご飯にかけて、ぜひ一度味わってみてください。

・材料(四人分)

大根：三百ポ  
いわし：(中)二尾  
にんじん：百五十ポ  
こんにゃく：一丁

### 作り方

1. 大根は薄く千六本に二センチ位の長さ、にんじん、こんにゃくは二センチ位の長さに、ごぼうはさがきに切る。
2. いわしは腹ワタを出し、中火であぶり(白やき)骨をと

### かけめし

細ねぎ：二〜三本  
ごぼう：二百ポ  
七味とうがらし：少々  
植物油：少々  
水：適量  
調味料：化学調味料、うす口しょう油

3. 厚手の鍋に少量の植物油を入れ(鍋がしめる程度)、熱くなったら、まず2を入れてかるくいため、次に1を加え野菜から汁気が出て大根がすきとおる位にいためる。
4. よくいためたら少し多めの水を加え、中火にて約十分ほど煮る。
5. 4に少々しょう油と化学調味料を加え、すまし汁よりやや濃いめの味にととのえる(汁の量は、具がヒタヒタつかる程度にする。)
6. 細ねぎを細かく薄く、小口切りにし、七味とうがらしなどと共に、この汁を具ごと熱いご飯にかけて食べる。

## 年末・年始の当直水道工事店

| 十二月二十九日                | 十二月三十日                                 | 一月一日               | 一月二日              | 一月三日              |
|------------------------|----------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 日向管工事協同組合<br>(電話②二五五六) | 細島水道<br>(電話③四四一一)<br>日向水道<br>(電話③三〇三三) | 新設備<br>(電話②七二四二)   | 吉田電機<br>(電話③五〇一五) | 三共設備<br>(電話②六三〇八) |
|                        | 松岡水道<br>(電話②二二五四)                      | 首藤工務店<br>(電話③六一〇二) | 林水道<br>(電話③七二二七)  | 甲斐設備<br>(電話③五五五二) |



## おせち料理講習会を受ける はまゆう婦人学級

正月まであとわずか。はまゆう婦人会では、正月に欠かせない「おせち料理」の講習を受けました。最近、インスタント食品におされて手作りの料理が少なくなりつつあることから開かれたもので、「豚肉の昆布巻き」や「卵のオードブル」などを作りました。



## 櫛の山団地で消火訓練

火災シーズンを迎え12月1日に、櫛の山団地で火災避難訓練と消火器取り扱い指導が行われました。火災避難訓練後、団地内の駐車場でガソリンに火をつけて行われた消火訓練には、団地の奥さん数人が参加し緊急時に備えての消火器の取り扱いを実習しました。

## カメラさんぽ

### 寒風に吹きさらす大根干し

冬の風物詩のひとつ、百町原の「大根干し」が行われはじめ、広々とした田園の中に大根のかき根が作られています。日当り、風通しに恵まれた当地は、大根干し場の最適地で1週間もするとこの干し大根は特産の千切りやつけものとなって市場に出されます。



### 老人ホームに音楽演奏慰問

老人ホームひまわり寮に10日、都城自衛隊音楽隊が演奏慰問に来ました。ひえつき節、黒田節などの民謡のほか10曲ほどを演奏し、ひまわり寮は、時ならぬ演奏慰問に大喜びでした。演奏終了後、ひまわり寮のみんなで「ひまわり寮歌」をひろうしました。



## 県民手帳の余部があります ご希望のかたはどうぞ

市企画課では、県内の人口、産業その他多くの統計資料が収録してある一九七六年版の県民手帳を、まだ相当数の余部があります。一冊二百三十円となっておりますので、ご希望のかたは、十二月二十七日までに係へお申し出ください。現金と引き替えにお渡しいたします。

今年もいよいよ最後の月となりました。町に出ると行き来する車も心なしかせわしく感じられるようですね。くれぐれも諸事故のない年末でありますように……

「広報ひゅうが」の一年間の愛読ありがとうございます。

(市広報編集室から)



# おしらせ



## 年末・年始の

### 市役所業務案内

市役所の年末・年始の業務は次のとおりです。証明、申請、届出などは、早めに済ませておきましょう。

◇ご用納め 十二月二十七日(土)◇ご用始め 一月五日(月)

●市民税、保険税などは、三十一日の午後三時まで指定金融機関で取り扱います。

●死亡届、出生届は、市役所玄関横の当直窓口で受け付けます。(各支所でもけっこうです。)

## 駐車場を

### 無料開放します

日向市土地開発公社が運営している「日向市駅東口駐車場」を次の期間に限り、無料で開放することになりましたので、ご利用ください。

なお、多くのかたに利用していただくために、長時間の駐車はやめましょう。

## ▽開放期間

・昭和五十一年一月一日から一月三日までの三日間

## 市営住宅の

### 入居者を募集します

市建設課では、現在財光寺に建設中の市営住宅(大原住宅・木原住宅)の入居者を次のとおり募集します。

▽募集期間 昭和五十一年一月十六日から一月三十一日まで

▽申し込み先 市建設課住宅係

▽住宅の種類と戸数

(1)第一種住宅が五階建て四十戸(大原住宅二十戸・木原住宅二十戸)で、三部屋のほかに

台所、ガス風呂、水洗便所があり、家賃は一万五千円程度

(2)第二種が五階建て二十戸(木原住宅)で、三部屋のほかに

台所、ガス風呂、水洗便所があり、家賃は一万五百円程度

▽入居時期 住宅が来年三月中旬完成予定のため、三月下旬ごろになります。

## ▽入居資格

(1)現在同居し、または同居しようとする親族があること。

(2)すでに住宅に困っていることが明らかなる。

(3)収入基準が三万六千円以下であるものは第二種で、三万六千円をこえ六万五千円以下のものは第一種とします。

## ▽入居者決定方法

・申し込みをされたかたの入居資格を調査したのち抽選により決定します。

なお、この新設住宅の申し込み用紙の配布は、一月十六日からです。

また、この新設住宅のほかに、既設の市営住宅に空室がでた場合の補欠入居者募集も、あわせて行いますので、ご希望のかたは同時にお申し込みください。

くわしいことについては、市建設課住宅係(電話②二二一内線三三五)におたずねください。

## 工業統計調査に

### ご協力を

通商産業省では、ことしも十二月三十一日現在で工業統計調査を行います。

工業統計調査は、明治四十二年に始められた伝統ある調査で、大正九年からは毎年継続して行われており、わが国の統計調査のなかでは国勢調査などと共に最も重要な調査の一つです。

この調査は、わが国の製造業のすがたや製造活動の状況を明らかにすることを目的とし、調査の結果は、国や県、市の産業振興、地域開発などの各種行政施策の基礎資料として広く利用されています。この調査にあたっては、調査員が各事業所に向いて調査票の記入をお願いいたしますので、調査の主旨をご理解いただき、該当調査事項に記入のうえ、指定期日までに調査員にお渡しください。

なお、提出された調査票は、統計法によってその秘密が厳守され統計目的以外、たとえば税金などの申告に不利益となることはありませんので、正しい報告をしてくださるようお願いいたします。

(市企画課統計係)

## 農業委員選挙人名簿の

### 登録申請は早めに

市選挙管理委員会では、昭和五十一年一月一日現在で「農業委員会委員選挙人名簿」を作成します。農家のみなさんには、区長を通じて申請書をお届けしましたので必要事項を記入のうえ、来年一月十日までに市農業委員会事務局へ提出してください。

## 休日在宅医

五十一年一月 中

▼一月一日

・三股病院(電話⑧〇〇三四)

・今給黎医院(電話②二四五九)

・東医院(電話門川③二八〇〇)

▼一月二日

・樋口病院(電話門川③二〇三六)

・稲原医院(電話②二二〇九)

・吉田医院(電話②四四〇一)

▼一月三日

・千代田病院(電話③七二二一)

・柳田医院(電話②二九五〇)

・田中病院(電話門川③一四四六)

▼一月四日

・二木医院(電話②四四六八)

・吉森医院(電話②四〇四六)

・協和病院(電話②二八〇六)

▼一月十一日

・橋口医院(電話②二六〇〇)

・永田医院(電話②三三八八)

・田中医院(電話②二五一五)

▼一月十五日

・渡辺病院(電話⑦一〇一一)

・鮫島(整)医院(電話②八一九一)

・高木医院(電話②四三三一)

・黒木医院(電話②六〇五五)

▼一月十八日

・白石病院(電話門川③一三六五)

▼一月二十五日

・山中医院(電話②二二六六)

・此元医院(電話②五四八八)

・松岡医院(電話②五四〇七)

・沼田医院(電話②三七八五)

・三ヶ尻医院(電話②五五五七)